

第123回 定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス感染予防に
関する対応については2ページ
をご参照ください。

日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時

場所

広島県大竹市明治新開1番7
当社広島本社 3階大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時まで

目次

■ 第123回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 資本準備金の額の減少の件	6
第3号議案 取締役6名選任の件	7
第4号議案 監査役2名選任の件	11
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	13

(添付書類)

■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	32
■ 計算書類	35
■ 監査報告書	39

中国塗料株式会社

証券コード：4617

(証券コード4617)
2020年6月4日

株 主 各 位

広島県大竹市明治新開1番7
中国塗料株式会社
代表取締役社長 植 竹 正 隆

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席以外にも、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3ページに記載の「議決権行使のご案内」に従って、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島県大竹市明治新開1番7 当社広島本社 3階大会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第123期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第123期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cmp.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎ 上記の連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」は、本招集ご通知の添付書類とともに会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会の決議内容につきましては、書面での発送に代え、本株主総会終了後、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防に関する対応について

<当社の対応>

- 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、消毒液の設置や当社役員及び運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じる予定です。

<株主様へのお願い>

- 感染リスク低減の観点から、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、総会前日までに書面もしくはインターネットによって議決権を行使されることをご推奨申し上げます。議決権行使方法の詳細は3～4ページをご参照ください。
- 当日ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、受付において体調不良とお見受けされる株主様については、運営スタッフがお声掛けし、会場への入場をお控えいただくことがございます。感染予防措置についてのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 2020年6月25日（木）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

<代理人により議決権を行使される場合>

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができるとなっております。ただし、代理権を証明する書面（委任状等）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合

▶ 郵送



行使期限 2020年6月24日（水）午後5時

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

株主様の個人情報を守るための「記載面保護シール」を同封しております。議決権行使書のご返送の際にご使用ください。

▶ インターネット



行使期限 2020年6月24日（水）午後5時

当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次頁をご覧ください。▶

議決権行使書において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 書面（議決権行使書用紙）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

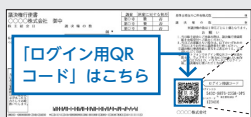
当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「**ログイン用QRコード**」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は**1回に限り**ます。

2回目以降のログインの際は…

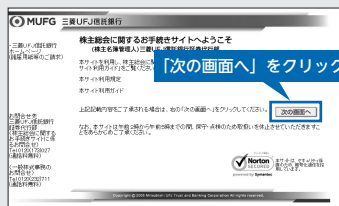
下記のご案内に従ってログインしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

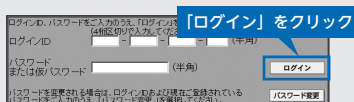


ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- インターネットによる議決権行使は、2020年6月24日（水曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。
- 議決権の不統一行使をされる場合
株主総会の日の3日前までに、書面によりその旨およびその理由を当社株主名簿管理人にご通知ください。

システム等に関するお問い合わせ
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視しつつ、業績や資本効率等を総合的に踏まえ長期安定的に成果の配分を行うことを基本方針とし、2018年4月を始期とする中期経営計画では、連結自己資本配当率（DOE）3%かつ連結配当性向30%を下回らない配当を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき安定配当も重視して、年間配当額を前期と同額の1株当たり34円とし、2019年12月3日付で実施した1株当たり17円の間配当を控除した17円とさせていただきますと存じます。

なお、上記内容で期末配当を実施した場合、当期の連結自己資本配当率（DOE）は3.3%（前期は3.1%）となります。

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 17円 総額 989,690,309円 (この結果、中間配当金を含めた年間配当金は、1株につき34円となります。)
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月26日

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策上の機動性および柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

本件は、当社貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

1. 資本準備金の額の減少の内容

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 減少する資本準備金の額 | 5,396,998,114円 |
| (2) 増加するその他資本剰余金の額 | 5,396,998,114円 |

2. 資本準備金の額の減少の効力発生日

2020年8月1日

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらたに取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、その決定プロセスの独立性と客観性を高めるため、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務める「指名諮問委員会」の答申に基づいて、取締役会にて決定しております。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席状況
1	うえ たけ まさ たか 植 竹 正 隆 再任	代表取締役社長	11回/11回
2	とも ちか じゅん じ 友 近 潤 二 再任	常務取締役 管理本部長	11回/11回
3	き せき やす ゆき 鬼 石 康 之 再任	取締役 生産本部長	11回/11回
4	た なか ひで ゆき 田 中 秀 幸 再任	取締役 技術本部長	11回/11回
5	うえ だ こう じ 上 田 耕 治 再任	社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役 11回/11回
6	にし かわ もと よし 西 川 元 啓 再任	社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役 11回/11回

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上田耕治氏および西川元啓氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 上田耕治氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となり、西川元啓氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、定款の規定に基づいて、上田耕治氏および西川元啓氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は本定時株主総会招集ご通知23頁の「3-(2)責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。両氏の再任をご承認いただいた場合には、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 上田耕治氏および西川元啓氏は、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。

候補者
番号

1

うえ たけ まさ たか
植 竹 正 隆

(1945年1月12日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数：215,900株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1968年4月	当社入社	2006年7月	当社常務取締役 営業部門ならびに 海外子会社の統括
1997年4月	当社参与 船舶塗料事業本部長	2007年1月	当社専務取締役
1997年6月	当社取締役 船舶塗料事業本部長	2010年4月	当社代表取締役社長（現在）
2003年6月	当社常務取締役 マリンコーティン グス ディビジョン プレジデント		

〔取締役候補者とした理由〕

当社における豊富な業務経験を通じ当社業務全般に精通しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

2

とも ちか じゅん じ
友 近 潤 二

(1956年1月20日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数：29,600株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1980年9月	当社入社	2012年7月	当社執行役員 Chugoku Marine Paints (Singapore) Pte. Ltd. 取締役社長 兼 Chugoku Paints (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役社長
1997年4月	TOA-Chugoku Paints Co., Ltd. 代表取締役社長	2013年4月	当社執行役員 営業本部長
2002年4月	マリンコーティングス ディビジョン 営業統括部 九州支店 福岡営業所長	2013年6月	当社取締役 営業本部長
2007年10月	Chugoku Marine Paints (Singapore) Pte.Ltd.取締役社長兼Chugoku Paints (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役社長	2015年4月	当社取締役 管理本部長
		2016年4月	当社常務取締役 管理本部長（現在）

〔取締役候補者とした理由〕

当社における豊富な業務経験を通じ当社業務全般に精通しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

3

き せき やす ゆき
鬼 石 康 之

(1956年5月3日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数：16,100株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2013年7月	当社上席執行役員
2007年7月	船舶塗料事業本部 技術センター 防汚技術部長		Chugoku Marine Paints (Shanghai), Ltd. 董事長兼総経理 兼 Chugoku Marine Paints (Guang Dong), Ltd. 董事長兼総経理
2011年7月	当社執行役員 Chugoku Marine Paints (Shanghai), Ltd. 董事兼技術・生産本部長	2015年4月	当社上席執行役員 営業本部長 兼 海洋プロジェクト 営業部長 兼 コンテナ営業統括
2013年4月	当社執行役員 Chugoku Marine Paints (Shanghai), Ltd. 董事長兼総経理 兼 Chugoku Marine Paints (Guang Dong), Ltd. 董事長兼総経理	2015年6月	当社取締役 営業本部長
		2018年4月	当社取締役 生産本部長 (現在)

〔取締役候補者とした理由〕

当社における豊富な業務経験を通じ当社業務全般に精通しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

た なか ひで ゆき
田 中 秀 幸

(1965年8月7日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数：10,700株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1988年4月	当社入社	2015年7月	当社執行役員 技術生産本部 副本 部長 兼 研究開発第二部長
2008年4月	船舶塗料事業本部 技術センター 防汚技術部 マリン機能商品グルー プリーダー 兼 研究開発本部 研究セン ター 第三グループリーダー	2017年4月	当社執行役員 技術生産本部長 兼 研究開発第二部長
2011年4月	技術本部 研究開発部 開発第二グ ループリーダー	2017年6月	当社取締役 技術生産本部長
		2018年4月	当社取締役 技術本部長 (現在)

〔取締役候補者とした理由〕

当社において長年にわたり技術部門で研究開発業務に従事しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

5

うえ だ こう じ
上 田 耕 治

(1962年3月8日生・男性)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社の株式の数：2,300株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授、ネクサス監査法人代表社員
株式会社ユークス社外監査役

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1996年4月	公認会計士登録	2010年4月	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授（現在）
2006年7月	ネクサス監査法人代表社員（現在）		
2007年4月	株式会社ユークス社外監査役（現在）	2015年6月	当社社外取締役（現在）

[社外取締役候補者とした理由]

大学院教授および公認会計士としての豊かな経験と高い見識を有しており、引き続き独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者としております。

[社外取締役候補者の独立性について]

同氏および同氏の兼職先と当社グループの間には取引関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

候補者
番号

6

にし かわ もと よし
西 川 元 啓

(1946年1月1日生・男性)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社の株式の数：5,700株

■ 取締役会の出席状況：11回/11回

■ 重要な兼職の状況：野村総合法律事務所客員弁護士

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1968年4月	八幡製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）入社	2010年4月	NKSJホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディングス株式会社）社外監査役
1997年6月	新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）取締役	2011年7月	弁護士登録 野村総合法律事務所客員弁護士（現在）
2001年4月	同社常務取締役	2012年4月	オリンパス株式会社社外取締役
2003年6月	同社常任顧問 （チーフリーガルカウンセラー）	2016年6月	当社社外取締役（現在）
2007年7月	同社顧問		
2009年6月	株式会社日鉄エレックス（現 日鉄テックスエンジニアリング株式会社）監査役		

[社外取締役候補者とした理由]

弁護士および企業経営者ならびに社外取締役としての豊かな経験と高い見識を有しており、引き続き独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者としております。

[社外取締役候補者の独立性について]

同氏および同氏の兼職先と当社グループの間には取引関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 國本英一、梶田滋の両氏は任期満了となりますので、あらたに監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者
番号

1

くに もと えい いち
國 本 英 一 (1955年9月24日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数：2,000株

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位

1978年4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入社	2013年7月	当社執行役員 管理本部副本部長 兼 法務室長
2008年10月	同社本部審議役	2016年6月	当社監査役（現在）
2009年9月	当社法務室長		
2012年6月	当社法務室長 兼 管理本部 管理統括部副部長		

〔監査役候補者とした理由〕

同氏は、法務、財務および会計や内部統制をはじめとする会社の管理全般に関する知見を有しており、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと期待し、引き続き監査役候補者としております。

候補者
番号

2

やま だ き え
山 田 希 恵

(1977年5月6日生・女性)

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社の株式の数：一株

■ 重要な兼職の状況：アイル監査法人 社員（公認会計士）

■ 略歴ならびに当社における地位

2002年10月	中央青山監査法人 入所	2012年6月	SKパートナーズ株式会社 取締役 (現在)
2006年12月	公認会計士登録		
2007年7月	新日本監査法人（現 EY新日本有限 責任監査法人）入所	2012年12月	税理士登録
		2017年9月	税理士法人SkyShip 社員（現在）
2009年7月	新日本アーンスト・アンド・ヤング 税理士法人（現 EY税理士法人）入 所	2019年5月	アイル監査法人 社員（現在）

[社外監査役候補者とした理由]

同氏は、公認会計士として財務および会計に幅広い知識と実務経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役候補者としております。

[社外監査役候補者の独立性について]

同氏および同氏の兼職先と当社グループの間には取引関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田希恵氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 山田希恵氏は、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
4. 当社は、山田希恵氏が監査役に選任された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、現在の補欠監査役選任の効力が失効しますので、監査役の現員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なか むら てつ じ
中 村 哲 治 (1957年2月20日生・男性) 新任

■ 所有する当社の株式の数：一株

■ 重要な兼職の状況：税理士

■ 略歴ならびに当社における地位

1975年4月	広島国税局 入局	2016年7月	広島東税務署長
2012年7月	海田税務署長	2017年7月	同署退職
2013年7月	広島国税局 総務部厚生課 課長	2017年8月	税理士登録・開業（現在）
2014年7月	同局 総務部 次長		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中村哲治氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役となる補欠の監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任する際には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、財務および会計に関する幅広い知識と実務経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、候補者としております。
3. 当社は、中村哲治氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

1-(1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱等により先行き不透明感が強まる展開となりました。さらに期末にかけては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世界経済の下振れリスクが高まり、世界的に急激な景気減速が懸念される状況となりました。

当社グループを巡る環境といたしましては、主力の船舶用塗料分野においては、新造船竣工量の増加や堅調な海上荷動きに加え、2020年1月に開始された船舶燃料のSOx（硫黄酸化物）規制強化への対応に伴う船舶の修繕入渠増加等を背景に世界的に塗料需要の回復傾向がみられました。また、工業用塗料分野では、東南アジア市場においてインフラ整備に伴うビジネスチャンスの拡大が続いております。一方、コンテナ用塗料分野では、コンテナボックスの主要生産地である中国市場において、前期までの大量供給の反動もあり需要が大きく減退するとともに激しい価格競争が続くなど事業環境は厳しさを増しております。

このような状況のもと、船舶用塗料分野については、積極的な営業活動を推進し戦略的製品の拡販に努めたこと等が奏功し、2期連続で業容を拡大させることができました。工業用塗料分野については、成長市場である東南アジアにおいて各種インフラ需要の取り込みに注力し重防食塗料の販売が伸びましたが、国内の建材用塗料が低調に推移したことで、全体の売上高は前期比でほぼ横ばいとどまりました。コンテナ用塗料分野については、厳しい事業環境のもと低採算案件の受注を抑制したこともあり、大幅な減収となりました。損益面では、販売価格の適正化に努めたほか、原油価格の下落を背景に原材料価格が前期に比べ軟化基調となったことや購買手法の見直しによる原材料調達コストの低減が寄与し、収益性が大幅に改善いたしました。なお、当期においては、新型コロナウイルスの感染拡大による業績影響は軽微にとどまりました。

以上の結果、当期における当社グループの売上高は87,729百万円（前期比0.8%減）、営業利益は3,498百万円（前期は588百万円の営業損失）、経常利益は4,065百万円（前期は170百万円の経常損失）となりました。一方、業績低迷が続いている中国のコンテナ用塗料製造関連設備について減損処理を実施したほか、株式市場の大きな変動を受けて保有する一部の投資有価証券について評価損を計上するなど、合計2,818百万円の特別損失を計上したことで、親会社株主に帰属する当期純損失は71百万円（前期は710百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

1 - (2) 主要な事業内容

当社グループは、塗料の製造販売を主たる事業としております。

製品分野	主要製品	当期の売上高 (百万円)
船舶用塗料	大型船舶用塗料、プレジャーボート用塗料、漁船用塗料	70,274 (前期比10.1%増)
工業用塗料	建材用塗料 (フローリング等)、重防食塗料 (橋梁、プラント等)	12,353 (前期比1.8%減)
コンテナ用塗料	コンテナボックス用塗料	4,772 (前期比59.3%減)

1 - (3) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第120期 (2017年3月期)	第121期 (2018年3月期)	第122期 (2019年3月期)	第123期 (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)		82,368	82,980	88,452	87,729
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)		6,076	3,912	△170	4,065
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		3,643	2,447	△710	△71
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		55.50	37.36	△11.36	△1.20
総 資 産 (百万円)		122,058	125,769	113,851	106,069
純 資 産 (百万円)		78,169	81,094	68,514	62,986
1株当たり純資産額 (円)		1,107.57	1,146.84	1,043.96	999.17

(注) 1. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を第122期の期首から適用したため、第121期の総資産は遡及適用後の数値を記載しております。

1 - (4) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

- ① 当社
 東京本社 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
 広島本社 広島県大竹市明治新開1番7
 (当社本店)
 支店 大阪支店 (大阪府大阪市西区)
 工場 滋賀工場 (滋賀県野洲市)、九州工場 (佐賀県神埼郡吉野ヶ里町)
 研究所 大竹研究所 (広島県大竹市)、滋賀研究所 (滋賀県野洲市)

- ② 主な子会社
- | | |
|---|--------------|
| 大竹明新化学株式会社 | 広島県大竹市 |
| 神戸ペイント株式会社 | 兵庫県加古郡稲美町 |
| CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong), Ltd. | 香港 |
| CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd. | 中国 上海市 |
| CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong), Ltd. | 中国 広東省 |
| CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd. | 韓国 金海市 |
| CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd. | シンガポール |
| CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd. | マレーシア ジョホール州 |
| TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd. | タイ バンコク |
| CHUGOKU PAINTS B.V. | オランダ ハイニンゲン |

1 - (5) 従業員の状況

(2020年3月31日現在)

地域別	従業員数	前期末比増減
日本	678 (84) 名	1名減 (7名増)
中国	675 (13) 名	31名減 (26名減)
韓国	155 (45) 名	5名増 (17名増)
東南アジア	623 (38) 名	33名増 (12名増)
欧州・米国	148 (27) 名	1名増 (4名減)
合計	2,279 (207) 名	7名増 (6名増)

- (注) 1. 従業員数に顧問および嘱託を含めております。
 2. 派遣社員および臨時社員については、期中平均人数を括弧書きにて外数で表示しております。
 3. 上記の他、企業集団外への出向者が1名おります。

1 - (6) 主要な借入先および借入額

(2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,547百万円
株式会社広島銀行	4,405百万円
株式会社みずほ銀行	4,345百万円
株式会社三井住友銀行	2,518百万円

1 - (7) 設備投資等の状況

当社グループが当期に実施した設備投資の総額は1,354百万円となりました。その主なものは、ミャンマーにおける新工場の建設および国内外の既存工場設備の増強、維持更新であります。

1 - (8) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

1 - (9) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

1 - (10) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

1 - (11) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

1 - (12) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

1 - (13) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

(2020年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容	
国 内	大竹明新化学株式会社	84百万円	100.00	塗料原料製造販売
	神戸ペイント株式会社	400百万円	100.00	塗料製造販売
海	CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong), Ltd.	66百万US \$	100.00	塗料販売
	CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.	532百万CNY	92.00	塗料製造販売
	CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong), Ltd.	69百万CNY	100.00	塗料製造販売
外	CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	3,807百万W	68.18	塗料製造販売
	CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.	10百万S \$	100.00	塗料製造販売
	CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.	32百万M \$	100.00	塗料製造販売
	TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.	140百万THB	49.00	塗料製造販売
	CHUGOKU PAINTS B.V.	36百万EUR	100.00	塗料製造販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、23社（間接所有子会社を含む）であります。
 2. 当社の議決権比率には、間接所有を含んでおります。
 3. TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.は、当社の議決権比率が49.00%であります。実質的な支配力を勘案して連結子会社としております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社はありません。

1 - (14) 対処すべき課題

当社グループは、近年では各年度の利益水準が造船業の好不況や原材料価格動向といった外部環境に大きく左右される不安定な収益構造となっており、収益性の改善と安定化は喫緊の課題であると認識しております。また、当社グループが中長期的に事業を継続していくためには、着実な利益の確保に加え、各国の環境規制強化に対応した製品の転換や製造工程の抜本的な改善を進めて行く必要もあります。

こうした中、当社グループでは、2018年度から3ヵ年の中期経営計画「CMP New Century Plan 1」(以下「本中計」)を策定いたしました。本中計は、「コンパクトで高収益なグローバル・ニッチ・トップ企業」という長期ビジョンのもと、「コスト改革」、「マーケティング」、「生産体制見直し」、「自己資本コントロール」を重点テーマと位置付け、これらに沿った施策を実行することで、企業体質の強化と自己資本利益率(ROE)の改善を図るものです。

<本中計の骨子>

■ 長期ビジョン：コンパクトで高収益なグローバル・ニッチ・トップ企業

■ 重点テーマ

コスト改革	造船業界は大底圏にある一方で、原材料価格は上昇し、厳しい収益環境にある中で、費用構造を再検証し、製造原価・関連経費の極小化を図る。
マーケティング	マーケティング機能を強化し、何処で何をどう売るか、営業体制の見直しを行うと共に、次のステップに向けた「勝てる塗料」を育てる。
生産体制見直し	将来の環境規制を先取りした設備投資を推進しつつ、グローバルな最適生産体制構築を目指す。
自己資本コントロール	増配/自己株式取得による積極的株主還元を行い、自己資本を適切にコントロールする。

本中計の2年目であった2019年度における主な取り組み状況は以下の通りです。

【コスト改革】

製品の統廃合を推進し前年比で約13%の品目を削減したほか、一部の原材料について調達先の集約やグローバル調達を実施いたしました。

【マーケティング】

マーケティングプロジェクトチームにて高付加価値製品の拡販を推進したほか、船体性能計測に関する新サービスの開発に取り組みました。

【生産体制見直し】

生産工場再編プロジェクトチームにて具体的なプランニングを推進いたしましたが、事業環境の変化等を踏まえ、滋賀工場及び中国拠点における再編計画を変更（一旦凍結）いたしました。

【自己資本コントロール】

株主還元方針に基づいて、約23.4億円の自己株式を取得いたしました。1株あたり年間配当金は34円を予定しており、連結自己資本配当率（DOE）は3.3%となる見込みです。

最終年度となる2020年度も本中計の諸施策を着実に実行し、引き続き収益性の改善と中長期的な企業価値向上を目指してまいります。新型コロナウイルスの感染拡大により先行き不透明な事業環境となっており、2021年度以降も含めて当社グループの業績や財政状態への影響を正確に予測するのは難しい状況です。このような環境下では、将来の経営リスクに備えて十分な手元流動性の確保や財務基盤の安定化を優先させることが当社グループの持続的な企業価値向上に資するものと判断し、株主還元のうち自己株式取得については、当分の間見合わせることにいたしました。

株主の皆様におかれましては、事情ご賢察のうえ、より一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

1 - (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

2- (1) 発行可能株式総数	277,630,000株
2- (2) 発行済株式の総数	69,068,822株 (自己株式10,851,745株を含む。)
2- (3) 株 主 数	3,537名
2- (4) 単元株式数	100株
2- (5) 大 株 主	

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社オフィスサポート	5,287	9.08
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,909	5.00
株式会社広島銀行	2,879	4.95
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,234	3.84
明治安田生命保険相互会社	2,000	3.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,956	3.36
三菱商事株式会社	1,858	3.19
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,685	2.90
株式会社三菱UFJ銀行	1,553	2.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,280	2.20

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式10,851,745株を所有しておりますが、上記の大株主 (上位10名) の中には含めておりません。

2- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元および資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の定めにより、2019年5月9日の当社取締役会決議に基づき、2019年5月10日から2020年3月12日の間、市場取引により、2,500,000株の自己株式を総額2,344,503,111円で取得いたしました。

3. 会社役員に関する事項

3-(1) 取締役および監査役の氏名等

2020年3月31日現在の取締役および監査役は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植竹正隆	
常務取締役	友近潤二	管理本部長
取締役	鬼石康之	生産本部長
取締役	田中秀幸	技術本部長
取締役	上田耕治	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授、 ネクサス監査法人代表社員、株式会社ユークス社外監査役
取締役	西川元啓	野村総合法律事務所客員弁護士
常勤監査役	國本英一	
常勤監査役	牛田敦士	
監査役	梶田滋	公認会計士、税理士
監査役	久保田寄人	税理士

- (注) 1. 取締役 上田耕治氏および西川元啓氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 常勤監査役 國本英一氏は、管理部門における長年の実務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 監査役 梶田滋氏および久保田寄人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、梶田氏は公認会計士資格および税理士資格を、久保田氏は税理士資格を有し、両氏ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役 上田耕治氏および西川元啓氏ならびに監査役 梶田滋氏および久保田寄人氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 5. 重要な兼職先と当社との間で特別の利害関係はありません。

執行役員の氏名等

(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	大崎昇	営業本部 副本部長 兼 営業統括部長 (船舶担当) 兼 マリン機能部長
執行役員	桜庭攻	営業本部 副本部長 兼 営業統括部長 (工業担当)
執行役員	伊達健士	営業本部長
執行役員	清水貴夫	管理本部 副本部長 兼 経営企画部長
執行役員	沖本洋幸	技術本部 副本部長 兼 防汚技術部長

3- (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、その職務を行うに当たり善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨を定めた契約を締結しております。

3- (3) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	153	135	17	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	33	33	—	—	3
社外役員	27	27	—	—	5

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第110回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人給与分は含まない。）と決議いただいております。
なお、この報酬限度額には、2018年6月21日開催の第121回定時株主総会において決議いただいております取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬（年額100百万円以内）を含んでおります。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第110回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度の業績連動報酬17百万円は、その全額が譲渡制限付株式の付与による報酬であります。
5. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち、社外取締役は2名）、監査役は4名（うち、社外監査役は2名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、2019年6月20日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した監査役2名（うち、社外監査役は1名）が含まれているためであります。

【ご参考】 取締役の報酬等の決定方針

当社では、取締役の報酬等について、その決定プロセスの独立性と客観性を高めるため、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しております。取締役報酬の決定方針及び当該方針に基づく各取締役の報酬等の額に関する全ての事項については、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえた上で、最終決定権限を有する取締役会の決議により定めることとしております。

1. 報酬体系

当社の取締役報酬体系は以下のとおりです。なお、社外取締役については、その職務の特性に鑑み、基本報酬のみで構成されます。

区分	種別	対価	構成比
a.基本報酬	固定	現金	80%程度
b.年次インセンティブ	業績連動	現金	10%程度
c.中長期インセンティブ	業績連動	株式	10%程度

※構成比は年次インセンティブが100%支給された場合の総額比

2. 各報酬の内容

a. 基本報酬

月次の固定報酬とし、個別の支給額は各取締役の役割や貢献度等に応じて決定いたします。

b. 年次インセンティブ

単年度の業績数値に応じて支給額が変動する現金報酬で、算定方法は以下のとおりです。

<算定式>

$$\text{年次インセンティブ支給額} = \text{役職別基準額} \times \text{業績係数}$$

<業績係数>

連動指標は、取締役と株主との価値共有推進の観点から、株主価値に直結する業績指標として、当該期の親会社株主に帰属する当期純利益額としております。2020年3月期については目標を10億円とし、目標達成度に応じて0%~100%の範囲で変動する設定としておりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益額の実績が71百万円の損失となったことから業績係数は0%となりました。

c. 中長期インセンティブ

2018年6月21日開催の第121回定時株主総会において承認された譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を活用し、当社の普通株式で支給いたします。本制度は、対象取締役について一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「在籍要件型譲渡制限付株式」、及び当該要件に加えて、一定の業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする「業績要件型譲渡制限付株式」により構成されております。当該報酬が中長期的な企業価値向上へのインセンティブとしての機能をより高められるよう、業績要件型譲渡制限付株式の解除条件となる業績指標は、中期経営計画（2018年5月公表）における公表時の業績目標である2021年3月期の自己資本利益率（ROE）8%以上の達成としております。なお、個別の支給額（付与株数）は各取締役の役割や貢献度等に応じて決定いたします。

3- (4) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	上田 耕治	当事業年度に開催された11回の取締役会全てに出席し、研究者および公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	西川 元啓	当事業年度に開催された11回の取締役会全てに出席し、弁護士としての専門的見地と豊富な経営経験から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	梶田 滋	当事業年度に開催された11回の取締役会全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。また、当事業年度に開催された10回の監査役会全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から監査の実効性を高めるための発言を行っております。
監査役	久保田 寄人	監査役就任後当事業年度に開催された9回の取締役会全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。また、監査役就任後当事業年度に開催された9回の監査役会全てに出席し、税理士としての専門的見地から監査の実効性を高めるための発言を行っております。

3- (5) その他社外役員に関する事項

主要取引先等特定関係事業者との関係その他に関する該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

4- (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

4- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 会計監査人の報酬等の額 | 53百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4- (3) 子会社の監査に関する事項

当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けている当社の重要な子会社は次のとおりです。

会 社 名	監 査 法 人 名
CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong) , Ltd.	Ernst & Young, Hong Kong
CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai) , Ltd.	Ernst & Young, Shanghai
CHUGOKU MARINE PAINTS (Guang Dong) , Ltd.	Ernst & Young, Guangzhou
CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	Ernst & Young, Seoul
CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.	Ernst & Young, Singapore
CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.	Ernst & Young, Johor Bahru
TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.	Ernst & Young, Thailand
CHUGOKU PAINTS B.V.	Ernst & Young, Rotterdam

4- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および支配に関する方針

5- (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針規程」（以下、「当規程」といいます。）を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 体制の整備に際しての取締役の責務

会社の取締役は、業務の適正を確保する体制の整備の決定に際して、次に掲げる事項に留意する。

- a. 株主の利益の最大化に寄与するものであること。
- b. 取締役その他の会社の業務を執行する者が法令および定款を遵守し、かつ、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を全うすることができるようなものであること。
- c. 会社の業務および効率性の適正の確保に向けた株主または会社の機関相互の適切な役割分担と連携を促すものであること。
- d. 会社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた必要、かつ、最適なものであること。
- e. 会社を巡る利害関係者に不当な損害を与えないようなものであること。

② 会社において決議等の対象となる体制の内容

会社における業務の適正を確保する体制とは次のような体制をいう。

- a. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行および意思決定に係わる情報は文書で保存し、その保存および管理は社内規則に則る。
- b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、輸出管理等に係わる損失については、個々の損失の領域ごとに担当部署で、必要に応じ危険管理に関する規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ロ. 新たに生じた損失への対応のため、必要に応じて社長から全社およびグループに示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
 - ハ. 損失が現実化し、重要な損害の発生が予測される場合は、取締役および子会社取締役は速やかに取締役会に報告する。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに会社および会社の子会社から成るグループにおける業務の適正を確保するための体制等
下記の経営管理システムを用いて事業の推進に伴う損失を継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- イ. 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、主要な取締役により構成する会議において審議する。
- ロ. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、中期的方針・施策に基づき全社およびグループの目標値を年度予算として策定し、各種会議を通じて全社およびグループベースでの業績管理を行う。
- ハ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため内部監査を実施する。
- ニ. 法令遵守活動を行う各種チームを設置して、コンプライアンス体制や施策の充実を図る。
- ホ. 従業員が取締役に直接通報する内部通報制度を設置し、通報従業員は就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。
- ヘ. 会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役会が事前に受領し、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する。
- ト. 子会社の重要な業務執行について決裁基準を設けるとともに、各子会社の経営方針を協議し、業務執行状況につき報告を受ける定例の会議体を設ける。
- チ. 監査室による内部監査の対象には子会社を含める。
- d. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役および監査役会の監査業務の補助として監査役室に1名以上の業務等を十分検証するだけの専門性を有する使用人を置く。
- e. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役室の使用人の任命、配転、人事異動等雇用条件および人事考課に関して、予め監査役会の意見を聞く。
 - ロ. 取締役および会社のいかなる従業員も、監査役室の使用人による監査役の指示の履行を不当に妨げる行為を行ってはならない。
- f. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人ならびに子会社取締役、監査役、使用人等は会社もしくは会社の子会社において、
 - イ. 著しい損害を及ぼす恐れや事実

□. 信用を著しく失墜させる事態

ハ. 内部管理の体制・手続等に関する重大な欠陥や問題

ニ. 法令違反等の不正行為や重大な不当行為

ホ. 重要な情報の開示

等を発見したとき、または発生したときは、直ちに常勤監査役に対し当該事実を報告する。

報告は、匿名によることもできるものとし、また報告した者はその報告を理由として、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

また、監査室が実施した内部監査の結果については、遅滞なく常勤監査役に報告する。

一方、監査役はその職務の遂行に必要と判断したときは、上記に定めない事項といえども、取締役もしくは使用人に報告を求める。

g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役の実効的監査のため、必要に応じ管理本部が補助する。

□. 取締役は、監査役が監査の実施のために所要の費用の支出、費用の前払い、または支出した費用の償還その他の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

③ 事業報告における開示

会社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および当規程に規定する事項の決定または決議の概要を、事業報告の内容として開示する。

④ 業務の適正を確保するための体制に関する監査役等の監査

会社の監査役は、会社から当規程の事項を内容とする事業報告およびその附属明細書を受領し、監査の結果、当規程の事項についての取締役会の決議の内容が相当でないと認めるときは、その旨およびその理由を内容とする監査報告を作成する。

5- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部統制評価部門がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会を組織し、年間2回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告された取組みにつきモニタリングしているほか、集合研修その他従業員教育の企画運営を通じグループ各社に対する指導を行っています。

③ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会を組織し、年間4回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告されたリスクアセスメントならびに損失の未然防止および早期復旧プランのレビューと指導を行うことにより、リスクマネジメント体制の実効性向上に努めております。

④ 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。なお、内部監査の実施に当たっては、監査役会と十分な協議の下に監査計画を立案するとともに、監査結果について監査役会に報告することにより、相互の連携を図っております。

5- (3) 会社の支配に関する基本方針

当社の企業価値を今後も一段と高めていくためには、株式上場会社として市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、塗料メーカーとしての当社の社会的存在意義や責任を理解せず、その結果ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案が出された場合には、当社は、提案者に対し必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆様がこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は表示単位未満を切り捨て、1株当たり当期純利益（純損失）と純資産額および比率については表示未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	75,276	流動負債	35,248
現金及び預金	26,669	支払手形及び買掛金	11,264
受取手形及び売掛金	30,817	短期借入金	17,322
有価証券	236	1年内返済予定の長期借入金	10
商品及び製品	9,678	リース債務	167
仕掛品	533	未払金	2,319
原材料及び貯蔵品	6,886	未払費用	2,517
その他	1,305	未払法人税等	590
貸倒引当金	△ 850	賞与引当金	137
固定資産	30,792	製品保証引当金	267
有形固定資産	24,803	その他	650
建物及び構築物	5,525	固定負債	7,835
機械装置及び運搬具	3,479	長期借入金	2,712
工具、器具及び備品	511	リース債務	606
土地	13,093	長期未払金	121
リース資産	1,720	繰延税金負債	114
建設仮勘定	473	再評価に係る繰延税金負債	2,223
無形固定資産	513	退職給付に係る負債	1,587
投資その他の資産	5,474	その他	469
投資有価証券	3,920	負債合計	43,083
退職給付に係る資産	95	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,034	株主資本	55,585
その他	1,779	資本金	11,626
貸倒引当金	△ 1,355	資本剰余金	7,788
資産合計	106,069	利益剰余金	45,190
		自己株式	△ 9,019
		その他の包括利益累計額	2,583
		その他有価証券評価差額金	174
		土地再評価差額金	3,798
		為替換算調整勘定	△ 1,241
		退職給付に係る調整累計額	△ 149
		非支配株主持分	4,817
		純資産合計	62,986
		負債及び純資産合計	106,069

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	87,729
売上原価	63,714
売上総利益	24,015
販売費及び一般管理費	20,516
営業利益	3,498
営業外収益	1,122
受取利息	318
受取配当金	151
受取ロイヤリティー	79
技術指導料	103
為替差益	129
不動産賃貸料	110
その他	229
営業外費用	556
支払利息	406
支払手数料	33
その他	116
経常利益	4,065
特別利益	96
固定資産売却益	14
投資有価証券売却益	82
特別損失	2,818
減損損失	1,626
投資有価証券売却損	24
投資有価証券評価損	1,167
税金等調整前当期純利益	1,343
法人税、住民税及び事業税	935
法人税等調整額	162
当期純利益	245
非支配株主に帰属する当期純利益	317
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△ 71

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	11,626	7,793	47,286	△ 6,688	60,017
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 2,040		△ 2,040
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 71		△ 71
自己株式の取得				△ 2,344	△ 2,344
自己株式の処分		2		13	16
連結子会社の自己株式取得による持分の増減		△ 6			△ 6
土地再評価差額金の取崩			15		15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 4	△ 2,096	△ 2,330	△ 4,431
当 期 末 残 高	11,626	7,788	45,190	△ 9,019	55,585

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	225	3,814	△ 519	△ 168	3,352	5,144	68,514
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 2,040
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△ 71
自己株式の取得							△ 2,344
自己株式の処分							16
連結子会社の自己株式取得による持分の増減							△ 6
土地再評価差額金の取崩							15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 50	△ 15	△ 721	19	△ 769	△ 326	△ 1,096
当 期 変 動 額 合 計	△ 50	△ 15	△ 721	19	△ 769	△ 326	△ 5,527
当 期 末 残 高	174	3,798	△ 1,241	△ 149	2,583	4,817	62,986

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,483	流動負債	18,583
現金及び預金	5,147	支払手形	2,112
受取手形	3,090	買掛金	3,194
売掛金	10,250	短期借入金	11,481
商品及び製品	2,460	未払金	903
仕掛品	409	未払費用	561
原材料及び貯蔵品	823	未払法人税等	94
未収入金	1,170	その他	236
その他	132	固定負債	6,095
貸倒引当金	△ 2	長期借入金	2,700
固定資産	36,971	長期未払金	61
有形固定資産	15,168	再評価に係る繰延税金負債	2,223
建物	1,806	退職給付引当金	838
構築物	193	その他	271
機械及び装置	529	負債合計	24,679
車両運搬具	19	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	291	株主資本	31,815
土地	12,307	資本金	11,626
リース資産	1	資本剰余金	7,795
建設仮勘定	18	資本準備金	5,396
無形固定資産	346	その他資本剰余金	2,398
投資その他の資産	21,455	利益剰余金	21,413
投資有価証券	3,802	利益準備金	1,071
関係会社株式	16,912	その他利益剰余金	20,341
繰延税金資産	498	別途積立金	1,128
その他	252	繰越利益剰余金	19,212
貸倒引当金	△ 9	自己株式	△ 9,019
資産合計	60,454	評価・換算差額等	3,958
		その他有価証券評価差額金	160
		土地再評価差額金	3,798
		純資産合計	35,774
		負債及び純資産合計	60,454

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	34,170
売上原価	25,803
売上総利益	8,366
販売費及び一般管理費	8,356
営業利益	10
営業外収益	2,926
受取利息	0
受取配当金	1,380
受取ロイヤリティー	989
為替差益	56
その他	499
営業外費用	181
支払利息	92
支払手数料	33
その他	56
経常利益	2,754
特別利益	89
固定資産売却益	7
投資有価証券売却益	82
特別損失	1,191
投資有価証券売却損	24
投資有価証券評価損	1,167
税引前当期純利益	1,652
法人税、住民税及び事業税	89
法人税等調整額	△ 15
当期純利益	1,577

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	11,626	5,396	2,396	7,793
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			2	2
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2	2
当 期 末 残 高	11,626	5,396	2,398	7,795

	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,071	1,128	19,659	21,860
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△ 2,040	△ 2,040
当 期 純 利 益			1,577	1,577
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			15	15
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 446	△ 446
当 期 末 残 高	1,071	1,128	19,212	21,413

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 6,688	34,590	210	3,814	4,025	38,616
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△ 2,040				△ 2,040
当期純利益		1,577				1,577
自己株式の取得	△ 2,344	△ 2,344				△ 2,344
自己株式の処分	13	16				16
土地再評価差額金の取崩		15				15
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△ 50	△ 15	△ 66	△ 66
当 期 変 動 額 合 計	△ 2,330	△ 2,774	△ 50	△ 15	△ 66	△ 2,841
当 期 末 残 高	△ 9,019	31,815	160	3,798	3,958	35,774

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

中国塗料株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石黒一裕 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 稲吉 崇 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国塗料株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

中国塗料株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒一裕 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲吉 崇 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国塗料株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査実施計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容を確認しました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「5-(3) 会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

中国塗料株式会社 監査役会

常勤監査役 國 本 英 一 ㊟

常勤監査役 牛 田 敦 士 ㊟

社外監査役 梶 田 滋 ㊟

社外監査役 久 保 田 寄 人 ㊟

以 上

第123回定時株主総会会場案内図



場所 広島県大竹市明治新開 1 番 7
当社広島本社 3 階大会議室

交通 JR線 玖波駅 / 広島駅→玖波駅 (約37分)
玖波駅 (東口) →会場 (徒歩約10分)
高速道路 大竹IC / 広島IC→大竹IC (約22分)
大竹IC→会場 (約5分)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と
植物油インキを使用しています。